

住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長を求める意見書（案）

平成 29 年 6 月、民間有識者でつくる「所有者不明土地問題研究会」は、平成 28 年時点で所有者を特定できない土地が全国で九州本島並みの約 410 万ヘクタールに及び、このまま推移すると 2040 年には北海道本島並みの約 720 万ヘクタールに達するとの試算を公表しました。

今後、相続登記がなされずに実際の所有者が把握できない土地はさらに増えるの見込まれており、このような所有者不明土地による経済損失額は 2040 年までに約 6 兆円規模に上ると試算されています。

政府は、本年の通常国会において、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を成立させ、土地の所有者探索を合理化する仕組みと、所有者不明土地を適切に管理する仕組みを創設しました。

また、本年 6 月に策定された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」や「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」では、住民票の除票等の保存期間延長について検討すべきとされています。

不動産登記簿では所有者の特定は住所と氏名のみでなされるため、住民票の情報が最も重要です。しかしながら、住民票の除票及び戸籍の附票の除票については、5 年を超えた保存は法的に義務付けられておらず、核家族化や単身独居化が進んでいる現在、5 年の保存では転居履歴を十分に追えず、土地等の所有者が不明になってしまいます。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、住民票の除票等の保存期間を延長することで、所有者不明土地だけでなく、空き家問題における所有者の特定が一層容易となるよう、下記事項の実現を強く求めます。

記

- 1 住民基本台帳法施行令第 34 条第 1 項に定める住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間を、現行の 5 年から 150 年程度に延長すること。
- 2 住民基本台帳法施行令改正までの期間、各自治体において除票等の廃棄が進行しないよう、廃棄作業を当面凍結するよう各自治体に通達すること。
- 3 除票等の保存に当たっては、全国統一的な運用を図るべきであり、国においてシステムや様式の統一化を準備すること。また、各自治体でシステムの改修が必要である場合には、国による補助を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

農林水産大臣 宛て

国土交通大臣

衆議院議長

参議院議長

義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書(案)

「義援金差押禁止法」とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため議員立法で成立させたものです。

また、2016年の熊本地震や、2018年の大阪府北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みを作り、国会会期中に速やかに成立させています。

しかし、これまでの法律は台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生のたびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、「義援金差押禁止法」については、近年、災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、恒久法としての立法化を早期に進めることを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長

宛て

障害者差別解消法に基づく高次脳機能障害への 合理的配慮の在り方に関する意見書（案）

2016年4月から障害者差別解消法が施行され、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、行政機関などは、障害者から支援を要請された場合、過重な負担にならない限り、対応（合理的な配慮）しなければならない、とされました。障害の様態は様々で、それ故様々な合理的配慮が必須となります。障害のある人の症状は、様々であることから、障害者差別解消法が求める障害者への合理的配慮の対応は非常に難しい面があります。

特に、病気やケガにより、脳に損傷をおって、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などに症状が出る高次脳機能障害は「同じことを繰り返し質問する」、「ふたつのことを同時に行うと混乱する」といった症状があり、「分かり易く説明する」、「説明内容をメモして渡す」、など状況によって様々な対応が必要となります。高次脳機能障害者の数は全国で50万人ともいわれており、この数は医療の進歩、社会の高齢化によってさらに増加していくものと考えられます。中でも、議員という職を持ち途中で障害となるのは少ないケースですが、文京区議会は、障害のある議員が職務を果たせるよう支援しているところです。障害者支援に関する制度が拡充されつつありますが、高次脳機能障害による情緒不安定・パニックになるなどの社会的行動障害は、リハビリテーションや生活支援等の手法が確立されておらず、対応が難しいことが指摘されています。

よって、文京区議会は、政府に対し、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する高次脳機能障害者への理解を深め、更なる支援体制の構築に向けた取組を充実させることを望みます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣

宛て